

日田市文化財保存活用地域計画  
(骨子案)

令和5年10月

日田市教育庁文化財保護



## 目 次

序 章	2
1. 計画策定の背景と目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画期間	
第1章 日田市の概要	3
1. 自然的・地理的環境	
2. 社会的環境	
3. 歴史的背景	
第2章 日田市の文化財の概要	3
1. 文化財の概要	
2. 関連する制度（日本遺産）	
第3章 日田市の歴史文化の特性	7
1. 本市の歴史的特性	
第4章 文化財の把握・調査	7
1. 文化財の調査概要	
2. 文化財の調査の課題	
3. 文化財の調査の方針・措置	
第5章 文化財の保存・活用に関する方針	7
1. 文化財の保存・活用に関する基本理念	
2. 文化財の保存・活用に関する基本方針	
第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題・方針・措置	8
1. 文化財の保存・活用に関する現状と課題	
2. 文化財の保存・活用に関する方針	
3. 文化財の保存・活用に関する措置	
第7章 文化財の総合的・一体的な保存と活用	12
1. 関連文化財群のテーマ及びテーマを構成する文化財	
2. 関連文化財群のテーマごとの保存・活用に関する現状と課題・方針	
3. 関連文化財群のテーマごとの保存・活用に関する措置	
第8章 文化財の防災・防犯	15
1. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題	
2. 文化財の防災・防犯に関する方針	
3. 文化財の防災・防犯に関する措置	
第9章 文化財の保存・活用の推進体制及び計画の進行管理	17

【別表】措置(施策)一覧

## 1. 計画策定の背景と目的

本市は古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には幕府直轄領として西国筋郡代がおかれるなど、九州幕府領の政治・経済の中心地として発達し、地域固有の歴史と風土に恵まれ築き上げてきた環境の中で、地域独特の文化芸術が生まれ、多くの分野にわたり市民の文化活動が展開されてきた。

そのような中、平成27年(2015)年に「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として、咸宜園跡(国指定史跡)や豆田町(国選定重要伝統的建造物群保存地区)などが、日本遺産に認定、そして、平成28年(2016)年には日田祇園の曳山行事(国指定重要無形民俗文化財)がユネスコの無形文化遺産に登録され、日本国内はもとより、世界にその魅力を発信することが、地域社会に活力を生み出す大切な財産となっている。

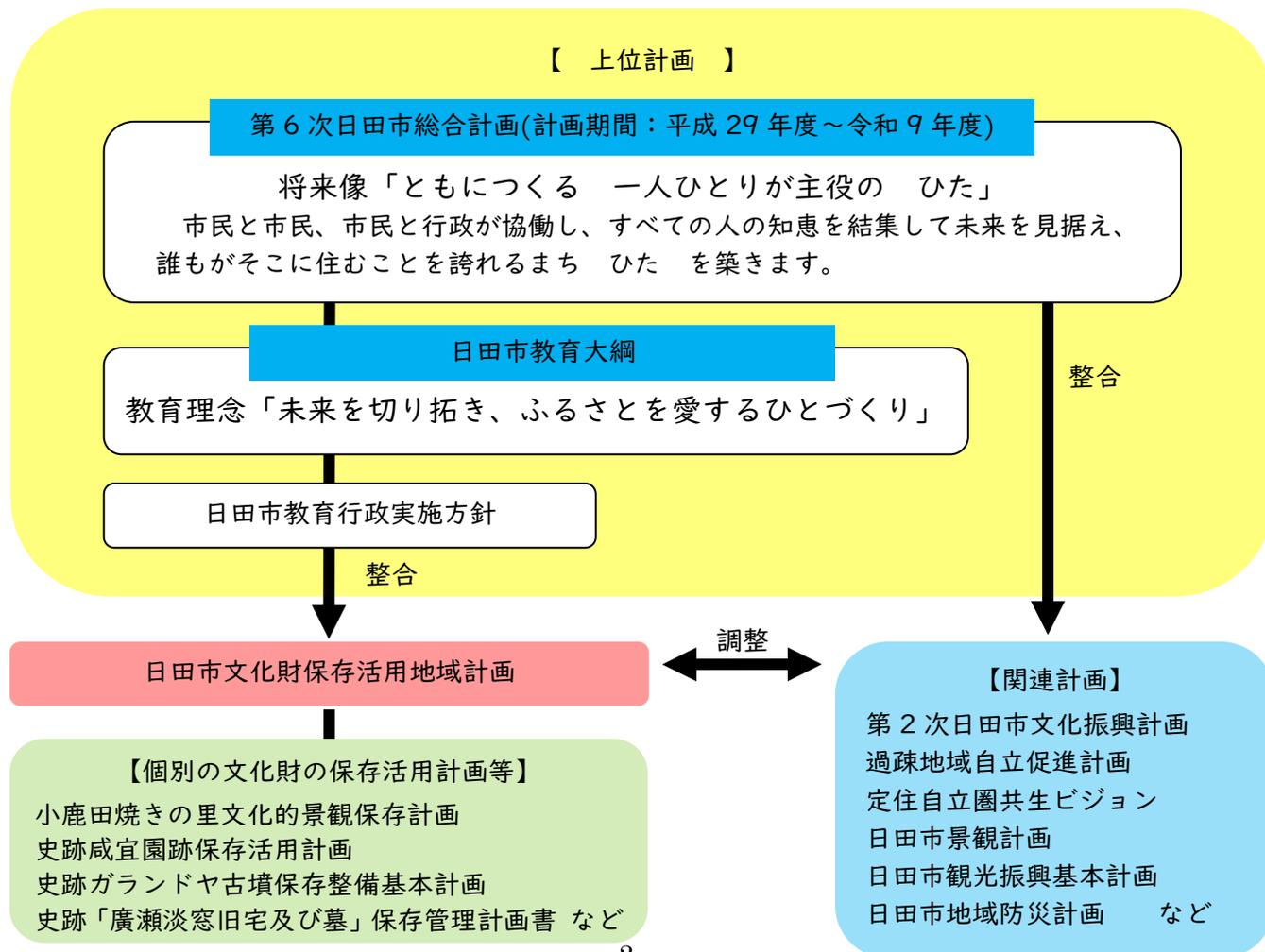
一方で、近年、高齢化や人口減少などにより、芸術文化や生活文化に係わる文化財を中心として保存・継承が困難となってきている。

文化活動や歴史が遺した有形無形の文化財は、市民共通の貴重な財産である。そのため、先人から受け継いできた文化の遺産と伝統を守るとともに、文化活動の輪を更に広げながら、将来に引き継いでいく必要がある。

そこで、本市の貴重な宝である多種多様な文化財を調査・把握し、総合的・一体的に捉え、まちづくりや観光など他の分野とも連携し、地域総がかりで将来への保存・活用につなげて行くため本計画を策定する。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画や関連計画との整合を図り、日田市における歴史文化を活かしたまちづくりのための長期的な保存・活用の方向性を示すマスタープランであり、具体的な事業を示すアクションプランである。



### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年4月から日田市第7次総合計画の第2期基本計画最終年度である令和18年3月までの11年間とする。なお、本計画に基づく事業計画は、日田市総合計画、日田市教育大綱、日田市文化振興基本計画等の計画期間と連携するものとし、第7次日田市総合計画基本計画に合わせ、事業成果の検証・評価を行い、課題を再整理して、必要な見直しを行うこととする。



## 第1章 日田市の概要

### 1. 自然的・地理的環境

※ 別冊資料のとおり

### 2. 社会的状況

※ 別冊資料のとおり

### 3. 歴史的背景

※ 第5回協議会にて提出

## 第2章 日田市の文化財の概要

### 1. 文化財の概要

#### (1) 指定等文化財

本市の文化財は文化財保護法（昭和25年8月29日法律第214号）、大分県文化財保護条例（昭和30年4月1日大分県条例第12号）及び日田市文化財保護条例（平成17年3月22日条例第62号）によって指定等が行われており、その件数は、令和5（2023）年3月時点で186件、未指定文化財671件である。指定等の内訳は、国指定等54件、県指定・選択41件、市指定91件である。

類型別では、有形文化財が110件と最も多く、次に、記念物56件、民俗文化財17件、無形文化財、文化的

景観及び伝統的建造物群の指定及び選定は各 1 件となっている。

【指定等文化財の内訳】

種類		国		県		市	総計	
		指定	登録・選定・選択	指定	選択	指定		
有形文化財	建造物	5	29	2	-	13	49	
	美術 工芸品	絵画	0	0	1	-	6	7
		彫刻	5	0	4	-	14	23
		工芸品	0	0	4	-	2	6
		書跡	0	0	0	-	1	1
		典籍	0	0	2	-	2	4
		古文書	0	0	1	-	5	6
		考古資料	1	0	9	-	4	14
		歴史資料	0	0	0	-	0	0
	11	29	23	-	47	110		
無形文化財		1	0	0	-	0	1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	2	2	
	無形の民俗文化財	1	2	5	2	5	15	
		1	2	5	2	7	17	
記念物	遺跡（史跡）	6	0	7	-	16	29	
	名勝地（名勝）	1	0	1	-	0	2	
	動物、植物、地質鉱物 （天然記念物）	1	0	3	-	21	25	
		8	0	11	-	37	56	
文化的景観		-	1	-	-	-	1	
伝統的建造物群		-	1	-	-	-	1	
文化財の保存技術		-	0	-	-	-	0	
総計		21	33	39	2	91	186	

(2) 未指定文化財

本市においては、令和 3 年度から市町村誌や郷土史（誌）等を参考に、未指定文化財をまとめてきた把握に努めた。

本市の未指定文化財の件数は、令和 5 年 9 月 30 日時点で把握しているものについては、総数 661 件となっており、文化財の区分で見ると、有形文化財 385 件、無形文化財 23 件、民俗文化財 119 件、記念物 116 件、文化的景観 3 件、その他 15 件となっている。また、周知の埋蔵文化財の包蔵地は 387 か所となっている。

これらの未指定文化財は、調査が十分ではないことから、リストに挙げきれなかったものが多数存在すると考えられる。そのため、今後、地区住民と一体となった未指定文化財の把握を進め、その価値を共有する必要がある。

【未指定文化財の内訳】

種類		合計	
有形文化財	建造物	277	
	美術 工 芸 品	絵画	108 ※分類作業中
		彫刻	
		工芸品	
		書跡	
		典籍	
		古文書	
		考古資料	
		歴史資料	
	385		
無形文化財		23	
民俗文化財	有形の民俗文化財	4	
	無形の民俗文化財	115	
		119	
記念物	遺跡（史跡）	58	
	名勝地（名勝）	29	
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	29	
		116	
文化的景観		3	
伝統的建造物群		0	
文化財の保存技術		0	
その他		15	
総計		661	

【地区毎の調査実施状況】 ※地区＝地区公民館単位とする

種類	地区	日隈	若宮	咸宜	桂林	三芳	光岡	高瀬	朝日	三花	西有田	東有田	小野	大鶴	夜明	五和	前津江	中津江	上津江	大山	天瀬		
		有形文化財	建造物	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○
美術 工 芸 品	絵画																						
	彫刻																						
	工芸品		美術工芸品については分類作業中																				
	書跡																						
	典籍																						
	古文書																						
	考古資料																						
	歴史資料																						

種類	地区	日隈	若宮	咸宜	桂林	三芳	光岡	高瀬	朝日	三花	西有田	東有田	小野	大鶴	夜明	五和	前津江	中津江	上津江	大山	天瀬
無形文化財		△	△	△	△	—	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	—	—	○	○	○
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	—	△	—	○	—	—	—
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	—	—	○	○	○
記念物	遺跡（史跡）	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	—	—	○	○
	名勝地（名勝）	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	—	—	○	—	○
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	○	—	○	○
文化的景観		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	△	○	—	—	—	—	—	—
伝統的建造物群		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文化財の保存技術		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○：概ね調査済み、△：さらに調査が必要、×：調査未実施、—：該当なし

## 2. 関連する制度（日本遺産）

近世日本最大規模の私塾である咸宜園跡を中心とした、重要伝統的建造物群保存地区「日田市豆田町」や廣瀬淡窓旧宅及び墓等の文化財を活用した「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」が、平成 27 年 4 月 24 日に日本遺産に認定された。

【認定自治体（◎は代表自治体）】

◎茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市、大分県日田市

【ストーリーの概要】

我が国では、近代教育制度の導入前から、支配者層である武士のみならず、多くの庶民も読み書き・算術ができ、礼儀正しさを身に付けるなど高い教育水準を示した。これは藩校や郷学、私塾など、様々な階層を対象とした学校の普及による影響が大きく、明治維新以降のいち早い近代化の原動力となり、現代においても学問・教育に力を入れ、礼節を重んじる日本人の国民性として受け継がれている。

【「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」の構成文化財（日田市）】

構成文化財等名称	指定等区分	構成文化財等名称	指定等区分
咸宜園跡	国史跡	長福寺本堂	国重文
日田市豆田町重要伝統的建造物群保存地区	国重伝建	桂林園跡	未指定
廣瀬淡窓旧宅及び墓	国史跡	咸宜園関係歴史資料	未指定

## 第3章 日田市の歴史文化の特性

### 1. 本市の歴史文化の特性

本市の歴史文化の特性は、自然的・地理的環境、社会的環境及び歴史的環境を踏まえ、次のとおりとする。

- (1) 日田を囲む山々に育てられた豊かな自然と人々の営み
- (2) 水郷日田と共に営む人々の歩み
- (3) ~~先史から~~江戸時代に築かれた栄えた日田盆地のまち
- (4) 北部九州の中心地との文化交渉が活発だった日田の栄えた人ともものモノの交流

## 第4章 文化財の把握調査

### 1. 文化財の調査概要

文化財に関する調査について、市町村合併（平成17年3月22日）以前は、旧市町村ごとに行われており、文化財冊子についても同じく旧市町村ごとに発行されている。

大分県が実施した文化財調査も含め、本市の文化財に関する市町村誌、郷土史（誌）、調査報告書等の一覧は次のとおりである。

### 2. 文化財の調査の課題

本市においては、**大分県教育委員会が実施した中世城館や中世の石造物を除き**、未指定を含む文化財の悉皆調査が行われていない。そのため、今後、文化財の散逸を防ぐとともに、後世に伝えるために必要な基礎資料を作成するためにも、地域住民と一体となって、悉皆調査を行う必要がある。

### 3. 文化財の調査の方針・措置

市内に残る文化財を把握し、今後の保存・活用等の基礎資料とするためにも、悉皆調査を計画的に実施するとともに、未指定のものについては、文化財の指定等について検討を行う際の基礎資料となるようにデータベース化を行う。

また、今後の文化財の望ましい保存・活用策について検討するため、有識者による評価・価値づけを行う。

## 第5章 文化財の保存・活用に関する方針

### 1. 文化財の保存・活用に関する基本理念

本市の歴史文化の特性に挙げたように、近世において、北部九州の交通の要衝であり、幕府直轄領でもあった本市には多くの人々が訪れ、活発な商業活動が行われるとともに、産業や伝統行事などといった文化も発展していった時代でもあった。

以上のようなことから、本市の文化財の保存・活用の取組の目指すべき基本理念を以下のとおり設定する。

基本理念（案）： 第5回協議会にて提出

## 2. 文化財の保存活用に関する基本方針

上記の基本理念を実現するため、以下の基本的な3つの基本方針を定める。

### 【基本方針 ①】 文化財を「知る」

文化財を「知る」というのは、自分にとって特別な価値を発見することであり、同時に、地域の人々を始めとした多くの人々にとっての文化財の価値を知ることでもある。多様な人にとっての多様な価値を「知る」ことが、文化財を「守る」という意識の醸成とともに未指定文化財の発見にもつながっていくと考える。

そのため、文化財の特質を理解するための調査と研究を推進するとともに、価値の発見と情報共有に取り組む。

### 【基本方針 ②】 文化財を「守る」

文化財を「守る」ためには、文化財の維持管理・修復に地域住民を巻き込むことが重要である。

そのためには、地域が主体となって進める文化財保護の活動への支援が必要となる。また、文化財を守る上で高度な専門性が必要な分野については、正しい保存の知識、技術についての情報発信が求められる。

そのため、文化財の適切な保存に取り組むとともに、文化財を支える人材を育成する。

### 【基本方針 ③】 文化財を「活かす」

文化財を守っていくには、その主体となる地域の活力が維持されていることが重要であり、そのためには、文化財を「活かす」取組を通じて地域活性化を図っていく必要がある。また、文化財の活用と保存は、表裏一体の関係であり、文化財を活用することによって、より多くの人々が文化財を「知る」機会ともなり、地域が主体となった管理体制を確保することができる。そのため、活用によって文化財の価値を消費・毀き損するのではなく、文化財を「守る」活動につながる活用を行っていくことが必要となる。

## 第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題・方針・措置

### 1. 文化財の保存・活用に関する現状と課題

文化財を「知る」「守る」「活かす」の3つの方針に基づき、文化財の保存・活用に関する現状と課題を整理する。なお、防災・防犯については第7章に記述する。

#### (I) 現状

##### ① 文化財を「知る」

- 文化財を後世に伝えるため、埋蔵文化財センター、博物館及び咸宜園教育研究センターにおいて、収集・整理・保存及び調査・研究を行っているが、未指定文化財を含む文化財の悉皆調査は未着手となっており、文化財の評価、価値づけ及びデータ整理等が行われていない。

- ・発掘調査や研究等の成果として、『埋蔵文化財年報』『咸宜園教育研究センター研究紀要』『日田文化』『博物館年報』を発刊するとともに、展示会や講演会等を開催するなど、情報発信に取り組んでいる。
- ・調査・研究を担う専門的人材の発掘・育成のため、研究機関への職員派遣をはじめ、市民を対象とした研修会の開催、咸宜園教育研究センターにおける研究者への助成等に取り組んでいる。
- ・世界遺産登録に向けた調査・研究及び市民に向けた情報発信に取り組んでいるが、官民一体となった機運の醸成が十分ではない~~回られていない~~。

## ② 文化財を「守る」

- ・文化財が有する価値を顕在化し、適切な保存及び将来的な活用を図るため、史跡や遺跡等の保存活用計画を策定している。
- ・文化財を後世に伝えるため、埋蔵文化財センター、博物館及び咸宜園教育研究センターにおいて、収集・整理・保存及び調査・研究を行っているが、経年劣化及び収蔵スペース不足等により施設の適切な管理が難しい状況にある。
- ・重要文化的景観「小鹿田焼の里」や重要伝統的建造物群保存地区「日田市豆田町」については、文化財のみならず、周辺環境との調和が必要となることから、都市計画マスタープランや景観計画など文化財関連以外の部署との連携により、良好な景観の形成に取り組んでいる。
- ・日田考古学同好会をはじめとして、文化財に関する様々な団体があり、ボランティアによる研究、ガイド等の活動を行っている。
- ・無形文化財の保存や継承及び後継者の育成等を図るため、関係団体への財政支援を行っている。
- ・伝統的建造物に対する保存修理補助事業を通じて伝統的な町並みを適切に維持保全するとともに、市民団体とともに景観の維持・継承に取り組んでいる。
- ・地域コミュニティの縮小といった社会環境の変化、少子高齢、人口減少などの影響を受け、文化財の散逸、棄損及び滅失が危惧されるが、地域社会全体で文化財を守り、活かし、継承するための仕組み（ボランティア組織）が整備されていない。楽（がく）などの神事に係る行事については、後継者の減少により継承が難しくなっている。また、鶺鴒については、生計の不安定さにより、後継者の不在が深刻な状態となっている。

## ③ 文化財を「活かす」

- ・本市の歴史や文化財の調査・研究成果について学習でき、地域の文化財を紹介する施設である埋蔵文化財センターにおける出土品の展示公開、博物館における歴史・文化・産業に関する企画展示、指定文化財の保存修理工事及び発掘調査現場等の公開活用等に取り組んでいるが、埋蔵文化財センターについては、開館日時、立地及びアクセス等から十分に活用されていない。
- ・文化財や本市の歴史に特化して、市民が楽しみながら学んだり、人に伝えたりすることのできるイベントなど、他部署と連携した取組が不足している。
- ・観光資源として活用されている文化財（重要伝統的建造物群保存地区「日田市豆田町」、咸宜園跡、小鹿田焼、日田祇園の曳山行事、鶺鴒等）も多く存在している。
- ・埋蔵文化財センターにおける考古学講座、考古体験及び学校への出前講座、博物館における自然観察会や地質探検等の各種教室の開催及び咸宜園教育研究センターにおける公開講座や世界遺産推進室における世界文化遺産登録に向けた講演会等の各種事業により、愛護意識の高揚に取り組んでいる。
- ・咸宜園の世界文化遺産登録に向け、市民団体（咸宜園平成門下生之会、咸宜園放学遊山の会）の活動支援を行っている。

- ・市ホームページ、SNS、市史及び文化財調査報告書などの各種媒体を活用しながら情報発信を行っているが、文化財の魅力や価値の発信が効果的に行われていない。

## (2) 課題

### ① 文化財を「知る」

- ・文化財は指定等によって可能な限り文化財保護法に基づく適切な管理下に置くことが望ましい。このため、文化財の把握のための悉皆調査及び調査結果に基づく評価や価値付けが必要となる。
- ・調査・研究機能の向上を図るため、調査・研究を担う職員の資質向上及び専門的人材の発掘・育成を図る必要がある。
- ・世界遺産登録に向けた調査・研究及び市民に向けた情報発信に取り組み、官民一体となったより一層の気運の醸成を図る必要がある。

### ② 文化財を「守る」

- ・文化財を適切に保管するための施設整備について検討を行う。
- ・文化財の価値を守るためには、文化財そのものだけでなく、標柱、説明看板、アクセス道など文化財周辺の環境保全・形成の整備に取り組む。
- ・文化財関連団体の活動を支援するとともに、文化財ボランティアなど官民一体となって文化財を保存・継承するための仕組みづくりについて検討する必要がある。
- ・保持団体への支援及びデジタル技術を活用した記録保存を行う必要がある。

### ③ 文化財を「活かす」

- ・次世代を担う子どもや若年層を対象としたイベントを行う必要がある。
- ・まちづくり教育や観光といった他の行政分野との連携により、面としての地域活性化を図る取組が必要となる。
- ・ワークショップ等による市民自らが文化財について考え、保存・継承への意識を高められるような取組を行う必要がある。
- ・市民や地域を訪れる人々に対して効果的な情報提供を行うため、歴史文化の特徴を効果的に学ぶための施設整備の検討や周遊ルートのを設定がする必要とがある。
- ・市民や観光客が市内を訪れるための受け入れ態勢の整備とともに、文化財、文化財関連のイベント情報及び施設等に関する情報発信を積極的に行う必要がある。
- ・文化財の保存のみならず、活用の視点からデジタル技術の活用(デジタルアーカイブ)が必要となる。

## 2. 文化財の保存・活用に関する方針

### (1) 文化財を「知る」

#### 方針Ⅰ：文化財（指定・未指定）の特質の理解 -調査と研究-

##### ① 文化財の把握の推進

市内に残る文化財を把握し、今後の保存・活用等の基礎資料とするためにも、悉皆調査を計画的に実施するとともに、未指定のものについては、文化財の指定等について検討を行う際の基礎資料となるようにデータベース化を行う。

## ② 調査・研究環境の充実

文化財をはじめとする多くの貴重な文化財を保存・管理している埋蔵文化財センターについては、資料の適切な保存を確保するとともに、展示・公開等の活用を推進するため、将来的な調査研究拠点の整備を踏まえつつ、当面の施設の老朽化対策及び機能の充実に努める。

## ③ 調査・研究人材の育成推進

文化財の保存・活用を推進するためには、文化財が持つ様々な情報や意義を引き出す調査・研究が必要であり、それを担う人材が不可欠となる。そのため、官民連携による文化財の調査・研究の実施に取り組むとともに、**職員研修による資質の向上及び調査・研究を担う人材の発掘・育成等**に努める。

## ④ 世界遺産登録の推進

世界遺産登録の推進に向け、引き続き、調査・研究及び市民に向けた情報発信に取り組み、官民一体となった気運の醸成に努める。

### 方針2：文化財の価値の発見と共有

#### ⑤ 価値の適切な評価

今後の文化財の望ましい保存・活用策について検討するため、悉皆調査の結果に基づき、有識者による評価・価値づけを行う。また、**文化財~~古文書~~が有する歴史的・文化的価値について適切に評価を行うことができる~~る~~職員の配置**や人材の確保にも取り組む。

#### ⑥ 公開・情報発信による価値の共有

文化財の保存・活用を推進するためにも、文化財情報を広く発信し、その魅力・価値を市民と共有することが重要となる。そのため、様々な媒体や機会を用いて、気軽に必要な情報が得られるような情報発信に努める。

## (2) 文化財を「守る」

### ■方針1：文化財の適切な保存

#### ⑦ 積極的な保護の推進

文化財が有する価値を顕在化し、後世にわたり、適切に保存・活用するため、個別整備計画の作成、見直し及び着実な実施に努めるとともに、指定文化財等の所有者及び管理者に対する補助制度の創設について検討する。

#### ⑧ 保存環境の整備

- ・**文化財~~歴史文化資料~~**を適切に保存するため、収蔵施設の日常的な維持管理に努めるとともに、老朽化した埋蔵文化財センターに替わる新たな施設の整備について検討をする。
- ・文化財を後世に伝えていくため、無形民俗文化財の記録保存や文化財資料のデジタルアーカイブの制作、活用に取り組む。

## ■方針2：文化財を支える人材の育成

### ⑨ 市民との協働

文化財活動団体の自主的・継続的な活動に対して支援を行うとともに、連携による文化財の適切な保存・継承を図る。また、文化財ボランティアの育成など官民一体となって文化財を保存・継承するための仕組みづくりについて検討する必要がある。

### ⑩ 担い手の育成

文化財の保持団体が後継者の育成や技術の伝承を継続していけるように活動の支援を行う。

## (3) 文化財を「活かす」

### ■方針1：地域振興への活用

#### ⑪ 文化財を活かしたまちづくり

文化財を地域資源（観光・まちづくり）として活用するため、関係各課及び事業者等と連携し、個々の文化財を結び付けながら、周遊ルートの設定やイベントの創出など文化財の活用を推進する。

### ■方針2：教育事業との連携強化

#### ⑫ 学習機会の充実

子どもたちや住民に対し、地域に残された文化財について学ぶ機会を提供することにより、その魅力や価値を伝え、共有することで、**シビックプライド（郷土への誇りと愛着）** ~~郷土を愛する精神~~を育むとともに、文化財を支える人材の育成を図る。

### ■方針3：積極的な情報発信の推進

#### ⑬ デジタル技術の活用

文化財の魅力を広く発信するため、デジタルコンテンツの作成並びに案内板及び刊行物等の多言語化に取り組む。

## 3. 文化財の保存・活用に関する措置

文化財の保存・活用に関する課題と方針を踏まえ、計画期間に実施する措置（事業）を【別表】のとおり設定し、基本理念の実現をめざす。

## 第7章 文化財の総合的・一体的な保存と活用

### 1. 関連文化財群のテーマ及びテーマを構成する文化財

関連文化財群とは「地域の多種多様な文化財を歴史的・地域的関連性に基づくテーマやストーリーに沿って、一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができる。」として設定するものであり、本市においては、第3章に記述した4つの歴史文化の特徴に対応した4つのテーマを設定する。

(1) テーマ及びテーマを構成する文化財

【関連文化財群①】

テーマ：山の恵みを活かした暮らし
歴史文化の特性(1) 日田を囲む山々に育まれた豊かな自然と人々の営み
ストーリーの概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・本市は山々に囲まれた地形を有している。</li><li>・日田の気候や地質ならではの特徴を生かした生業として谷部では農業、山間部では林業が営まれた。</li><li>・小鹿田焼の里では山の水・土・木などの資源を活かして暮らしてきた。</li><li>—日本三大農学者の一人である大蔵永常を輩出した。—</li><li>・五穀豊穰に感謝する祭りが今でも各地域の神社などで伝わっている。</li></ul>
構成文化財の例
小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群、日田下駄、津江神社のスギと自然林、(廣瀬家文書、相良家文書)、小鹿田焼の里、磐戸楽、大野楽、本城くにち楽、出口本村楽、出口袋七夕楽、五馬楽など

【関連文化財群②】

テーマ：三隈川との共生の証と流域の景色
歴史文化の特性(2) 水郷日田と共に営む人々の暮らし
ストーリーの概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・日田盆地は周囲の山々から多くの河川が流れ込み、筑後川の上流域（主に三隈川）を形成しており、流れる水は人々の暮らしを支えてきた。</li><li>・それらの川には多くの淡水魚が生息しており、人々の貴重な食糧源として様々な漁法を生み出した。鵜飼はその伝統漁法の一つとして今日まで受け継がれている。</li><li>・近世に整備された井路は、現代に続く水郷日田の特徴的な景観を作り出している。</li><li>・その他、現代まで水の恵みを活用した産業が続いている。</li><li>・三隈川との共生は恵みを受けてきただけではなく、水害との戦いの歴史でもある。</li></ul>
構成文化財の例
鵜飼、鵜飼道具、その他伝統漁法（道具）、水神祭、中城町河岸跡、日隈城跡、後藤家住宅、山田家住宅、小ヶ瀬井路、女子畑水力発電所、湧水地池、大山ダム、下笠ダムなど

【関連文化財群③】

テーマ：交通の要衝地として栄えた往時の名残
歴史文化の特性(3) <del>先史から</del> 江戸時代に築かれた栄えた日田盆地のまち
ストーリーの概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・本市では、江戸時代には日田代官所を起点として各地への陸上交通路が設けられ、多くの人々が訪れた。</li><li>・水上交通も整備が進み、年貢のほか、様々な物資が運送された。</li><li>・交通網の発達により、商業活動が活発になり、文化面でも交流が進んだことで町人文化が育まれた。</li></ul>
構成文化財の例
石坂石畳道、川原隧道と石畳、永山城跡、永山布政所跡、中城町河岸跡、小ヶ瀬井路、廣瀬淡窓旧宅、草野家住宅、日田市豆田町伝統的建造物群保存地区、咸宜園跡、隈町、日田祇園の曳山行事など

## 【関連文化財群④】

テーマ：文化交渉で栄えた先史の日田
歴史文化の特性(4) 北部九州の中心地との文化交渉が活発だった日田ので栄えた人とのモノの交流
ストーリーの概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・本市では、<del>旧石器時代から</del>原始・古代から室町時代に至るまで他地域と交易の様子を窺うことができる。</li><li>・弥生時代には、<del>吹上遺跡をはじめとして、市内各地の遺跡からは</del>北部九州の影響を受けた遺物が出土しており、<del>交易がより盛んになったことが窺える。</del>クニを治める有力者が現れ、オウ墓や環濠集落からは、北部九州の各地との交流を示す遺物が多数出土する。</li><li>・古墳時代も筑後川を介して、<del>カマドや鉄作りなどの文物がもたらされたほか、筑後川下流域の影響を受けた装飾古墳が造られた。</del>には、前方後円墳などの大型墳、筑後川を介して装飾古墳も造られるなど、古代日田の風景が現在に残る。</li><li>・中世日田を支えた有力豪族の居城や屋敷跡などからは陶磁器などの交易品などが多数見つかる。</li></ul>
構成文化財の例
吹上遺跡、吹上遺跡出土品、 <del>徳瀬遺跡</del> 小迫辻原遺跡、薬師堂山古墳、城山古墳、朝日天神山古墳、ガランドヤ古墳、ガランドヤ古墳出土品、穴観音古墳、法恩寺山古墳群、大蔵古城、慈眼山遺跡など

## 2. 関連文化財群のテーマごとの保存・活用に関する現状と課題・方針

### ■関連文化財群① 山の恵みを活かした暮らし

#### (現状)

- ・ストーリーに沿った具体的な事例の積み重ねや情報発信ができていない。
- ・伝統技術や行事の保存・継承のための支援を行っている。

#### (課題)

- ・ストーリーに沿った具体的な事例の積み重ねや情報発信が必要となる。
- ・楽などの伝統行事における後継者の確保、育成及び支援が必要となる。

#### (方針)

- ・ストーリーや関連文化財群の情報発信を行う。
- ・伝統行事の保存・継承のための支援を行う。

### ■関連文化財群② 三隈川との共生の証と流域の景色

#### (現状)

- ・ストーリーに沿った具体的な事例の積み重ねや情報発信ができていない。

#### (課題)

- ・ストーリーに沿った具体的な事例の積み重ねや情報発信が必要となる。
- ・水とともに生きてきた人々の足跡に関わる文化財についての情報発信の強化、保存・活用の推進が必要となる。

#### (方針)

- ・ストーリーや関連文化財群の情報発信を行う。
- ・川に関わる文化財についての普及啓発を図るとともに、関連文化財群の保存及びそれらを活かしたイベントの開催を開催する。

- ・ストーリーや関連文化財群の情報発信を行う。

### ■関連文化財群③ 交通の要衝地として栄えた往時の名残

#### (現状)

- ・ストーリーに沿った具体的な事例の積み重ねや情報発信ができていない。

#### (課題)

- ・ストーリーに沿った具体的な事例の積み重ねや情報発信が必要となる。
- ・街道を活かした広域的なつながりが必要となる。
- ・隈・豆田を一体的に捉えた保存・活用の取組が必要となる。
- ・隈町における伝統的建造物の維持管理に対する制度的な支援の仕組みが必要となる。

#### (方針)

- ・街道でつながる他自治体と連携し、広域的な普及啓発、活用等に取り組む。
- ・周遊ルートづくり、情報発信の強化に取り組む。
- ・伝統的建築物の適切な維持管理に対する支援策の充実を図る。
- ・ストーリーや関連文化財群の情報発信を行う。

### ■関連文化財群④ 文化交渉で栄えた~~先史の~~日田

#### (現状)

- ・保存・活用のための整備が必要な古墳が存在する。
- ・ストーリーに沿った具体的な事例の積み重ねや情報発信ができていない。

#### (課題)

- ・遺跡や古墳等の適切な保存が必要となる。
- ・遺跡の発掘調査成果を素材として、ストーリーに沿った具体的な事例の積み重ねや情報発信が必要となる。

#### (方針)

- ・遺跡や古墳等の保存環境の整備について検討する。
- ・ストーリーや関連文化財群の情報発信を行う。

## 3. 関連文化財群のテーマごとの保存・活用に関する措置

※第5回協議会にて提出

## 第8章 文化財の防災・防犯

### 1. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

#### (I) 現状

- ・文化財防火デーに合わせ、地元住民と協力しながら防火訓練を行っているほか、伝統的建造物群保存地区内においては計画的な消火栓の整備に取り組んでいる。
- ・文化財並びに周辺環境における防災・犯罪リスク及び防災・防犯設備の把握が行われていない。
- ・文化財所有者への防災・防犯に対する注意喚起が十分にできておらず、また、自治会、消防署、消防分団

など関係者間での意識の共有が図られていない。

- ・近年、大規模な災害に見舞われており、「日田市地域防災計画」には、本市における文化財の災害予防対策の概要が記載されているが、平常時、発災時、復旧・復興時等の各段階における対応を速やかに行うためのマニュアルを整備していない。

(2) 課題

- ・文化財防火デーを中心に、所有者、自治会、消防署、消防分団と連携した防火訓練の実施や所有者に対する防災・防犯に関する情報提供及び啓発を通して、防火意識を高める必要がある。
- ・文化財の災害予防対策を明確にするため「日田市地域防災計画」の改訂及び平常時、発災時、復旧・復興等の各段階における対応を速やかに行うためのマニュアル整備が必要となる。なお、計画の改訂並びにマニュアル整備にあたっては、文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等のガイドライン」等を参照するとともに、文化財防災センターとの連携についても検討する必要がある。

**2. 文化財の防災・防犯に関する方針**

文化財が天災・人災等により、毀損・滅失しないように、適切に保存し、確実に次世代へ継承していくためには、防災・防犯対策が重要となる。

そのためにも、防災・防犯設備の整備・充実に取り組むことをはじめ、文化財の被災リスクの把握、地域防災計画の見直しや平常時、発災時、復旧・復興時等の各段階における対応を速やかに行うためのマニュアル整備等に取り組む。また、所有者、警察及び消防等の関係機関、地域住民と連携し、文化財の防災・防犯の仕組み及び体制整備を推進する。

**3. 文化財の防災・防犯に関する措置**

文化財の防災・防犯の取組として、方針に基づき、次の措置（事業）を実施する。

No	措置（事業）名称	事業概要	取組主体	実施期間			
				R7	R8	R9	R10~
1	文化財防災・防犯対策事業	防災訓練を実施し、防災・防犯に関するマニュアルを整備する	行政				
2	文化財防災・防犯対策事業	歴史的建造物防災施設の整備について検討する	行政				
3	伝統的建造物群保存事業	伝統的建造物群保存地区における防災施設を整備する	行政				
4	行徳家住宅防災施設整備事業	重要文化財行徳家住宅の防災施設整備対策工事を実施する	行政				
5	防火意識向上事業	所有者・自治会・消防分団・消防署等と連携した防火訓練を実施する	行政・団体・所有者・市民				
6	防災・防犯に関する周辺環境調査事業	文化財が所在する周辺環境調査に基づくリスク分析	行政・団体・所有者・市民				

## 第9章 文化財の保存・活用の推進体制及び計画の進行管理

### 1. 文化財の保存・活用の推進体制及び計画の進行管理

本計画に定めた取組を着実に実行するため、所有者、市民、地域、関係団体、民間事業者及び行政がそれぞれの役割分担のもとで協働して保存・活用に取り組むことを目指す。

多様な主体の参画を得て、本計画を推進するため、本計画の策定にあたり組織した「日田市文化財保存活用地域計画協議会」を母体として、相互の情報共有と計画の進行管理を行う。

そして、進行管理に当たっては、日田市総合計画等の上位計画との整合性を図りながら、PDCA サイクルにて、事業の進行管理を行うこととする。

